26. 建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）

共通特記仕様書で規定されている
「コンクリート品質管理データベースの登録支援ツール」
の説明資料

掲載ＵＲＬ（東北地方整備局ホームページ）

http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/CohinshitukanriDB.pdf

（白　紙）

建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）

建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）について

建設省技調発第 523 号　昭和 60 年 9 月 24 日
建設大臣官房技術調査室長　から
各地方建設局企画部長　あて

東北地方建設局企画部長　から
各事務所長、管理所長　あて

第１　目的

建設資材の品質記録を保存し、構造物の維持管理に資するものである。

第２　対象構造物

土木構造物の建設材料で下記構造物とし、材料名については特記仕様書にもとづくものとする。

１．生コンクリート

１）無筋コンクリート

イ）橋台
ロ）橋脚
ハ）海岸構造物（基礎裏込及び根固めを除く）
ニ）河川コンクリート格子張工（法留及び裏込を除く）
ホ）砂防ダム（堤体、側壁及び水叩）
ヘ）トンネル覆工

２）鉄筋コンクリート

イ）橋台
ロ）橋脚
ハ）杭類（場所打杭、井筒基礎等）
ニ）橋梁上部工
ホ）擁壁工（H＝ 2.0m2 以上）
ヘ）函渠工（内空断面積 2.0m2 以上）
ト）堰
チ）水門、樋門、樋管（内空断面積 2.0m2 未満及び管渠構造を除く）
リ）水路等（内巾 2.0 m以上）

２．コンクリート二次製品

イ）函渠工（内空断面積 2.0m2 以上）
ロ）杭類（留杭等を除く）
ハ）桁類

ニ）プレキャスト擁壁（H＝ 2.0m 以上）

第３　記入方法

１．品質記録図

１）構造物は（姿図）をＢ－４版サイズ１枚にまとめる。やむをえない場合は、２枚以上にわたってよい。（継足しをしないこと。）

２）同一構造物が分割発注される場合は下図による。（姿図）

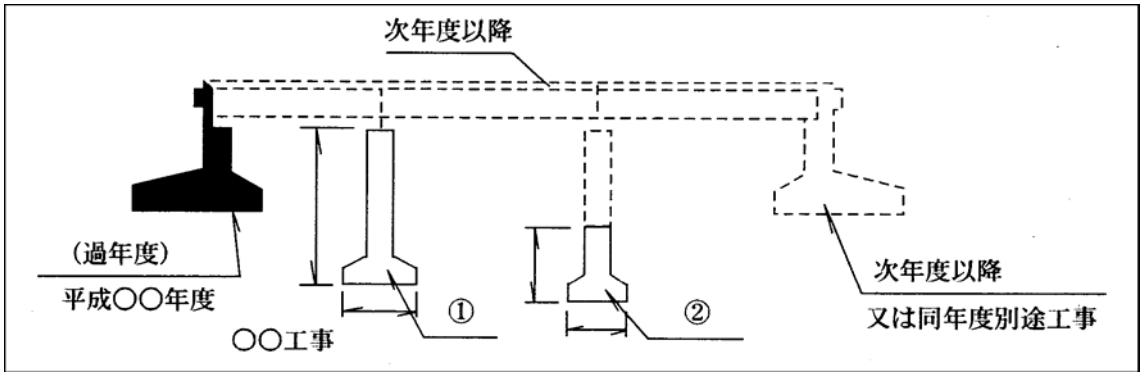

図面は、品質記録表の番号を示すことを目的としているので、寸法等については主要なもののみでよい。

２．品質記録表

１）「生コンクリート」と「コンクリート二次製品」の原材料について品質特性を別紙様式（102）～（110）に記入する。

なお、この他監督職員が指示したものについても同様とする。

２）請負者の都合により、同一配合生コン及び二次製品を２社以上から購入し又は、二次製品の試験ロッドが違う場合は、それぞれを提出する。

第４　提出資料

品質記録図及び品質記録表（コピーしたもの）は製本のうえ、原図とともに１部提出するものとする。

※　様式については、様式集を参照。

・様式－１００（東北地方整備局）
　総括表（１）

・様式－１０１（東北地方整備局）
　総括表（２）

・様式－１０２（東北地方整備局）
　生コンクリート品質記録表（１）配合

・様式－１０３（東北地方整備局）
　コンクリート二次製品の品質記録表（１）配合

・様式－１０４（東北地方整備局）
　生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表（２）材料特性１）セメント

・様式－１０５（東北地方整備局）
　生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表（２）材料特性２）骨材

・様式－１０６（東北地方整備局）
　生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表（２）材料特性３）混和材料

・様式－１０７（東北地方整備局）
　生コンクリート品質記録表（３）コンクリートの品質試験結果

・様式－１０８（東北地方整備局）
　生コンクリート二次製品の品質記録表（３）コンクリート二次製品の品質

・様式－１０９（東北地方整備局）
　生コンクリート品質記録表（４）打設関係

・様式－１１０
　くい打成績表

（白　紙）